

茨木市スポーツ推進計画 〔概要版〕



すべての市民がいつでも・どこでも・いつまでも
スポーツに親しみ、健康で豊かに暮らせるまちづくり
～市民のスポーツの推進と生涯スポーツ社会の実現をめざして～

平成28年（2016年）3月

 茨 木 市

■■■スポーツ推進計画の策定にあたって■■■

計画策定の趣旨

わが国では、子どもから高齢者まで多様な世代が健康で豊かな人生を送るため、身近なところで気軽に身体を動かすスポーツへのニーズが高まっています。

スポーツは、心身を健康にするほか、人々の交流やコミュニケーションを促進するなど、生活の質を高めるとともに、人間関係が希薄になりつつある地域社会の再生、社会・経済の活力の創造など様々な効果が期待されています。

本市では、体育館をはじめ、プールや運動広場などを整備し、市民が生涯を通じてスポーツ活動に親しむことができる環境づくりを進めてきました。

しかし、平成27年度（2015年度）に実施した「茨木市スポーツに関する市民意識調査」の結果では、週に1日以上、運動やスポーツを行う市民は約4割で、市が管理・運営する公共スポーツ施設（学校体育施設を除く）を利用したことがない市民は半数を超え、その理由として「運動やスポーツに興味がない」が最も多く、周知不足や情報発信の不十分さで利用されていないケースも少なくありません。

今後の動向として、平成32年（2020年）に「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催されるなど、スポーツへの関心が一層高まることが期待され、市民が、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに参加でき、また豊かなスポーツライフを実現できる環境づくりに引き続き取り組むことが必要となっています。

本市では、平成27年（2015年）3月に、本市のまちづくりの方向性を示す「第5次茨木市総合計画」を策定し、その中で「みんなが楽しめるスポーツ活動の推進」に向けた基本的方向として、誰もが気軽に生涯スポーツに親しむことができる環境の整備を示しています。

このような状況の中、スポーツ基本法、国のスポーツ基本計画、大阪府スポーツ推進計画での基本的な考え方を踏まえ、性別や年齢、障害の有無に関係なく、子どもから高齢者まで、また、スポーツ関係団体だけでなく、家族等の少人数でも多種多様なスポーツを楽しめる環境づくりをめざし、スポーツに関する施策を体系的・効果的に推進するため、「茨木市スポーツ推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



基本的視点

本計画では、次の2つの視点に立って、生涯スポーツの推進に取り組んでいきます。

- 多様な生涯スポーツ活動の推進
- スポーツ関係団体や指導者の育成

位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づくスポーツの推進に関する計画で、国のスポーツ基本計画の考え方を踏まえ、本市のスポーツに関する施策を関係機関・団体と連携を図りながら、総合的に推進するための指針となるものです。

また、平成27年度(2015年度)から平成36年度(2024年度)までを計画期間とする第5次茨木市総合計画におけるスポーツ推進のための基本施策を具体化する分野別計画に位置づけられます。

さらに、文部科学省の教育基本法、社会教育法との整合を図るとともに、「大阪府スポーツ推進計画」をはじめ、厚生労働省の「健康日本21」と本市の「健康いばらき21・食育推進計画」「茨木市障害者施策に関する長期計画」「茨木市高齢者保健福祉計画・茨木市介護保険事業計画」「茨木市次世代育成支援行動計画」「茨木っ子ジャンプアッププラン28」など、関連する計画と連携して施策を推進します。

なお、本市のスポーツ施設の整備に係る計画として、平成5年(1993年)に策定した「茨木市総合体育施設建設基本構想」は、本計画に引継ぐものとします。

目標年次

本計画の期間は、平成28年度(2016年度)から平成37年度(2025年度)までの10年間とします。

ただし、中間年度の平成32年度(2020年度)に進行状況の確認、評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、計画期間中、国・大阪府の動向や本計画の進行状況、社会・経済情勢等の変化に応じて、計画の見直しの必要が生じた場合は柔軟に対応します。

今後の課題

- (1) 市民がいつでも気軽にスポーツに親しめる環境づくり
- (2) 健康づくりに役立つスポーツの推進
- (3) スポーツに関する情報の積極的な発信
- (4) スポーツ施設の利便性の向上、安全・安心に利用できる施設の整備
- (5) 住民が主体となって取り組む地域密着型のスポーツの推進
- (6) 障害者スポーツの推進と交流の促進
- (7) スポーツに関係する各主体が連携した取組みの推進

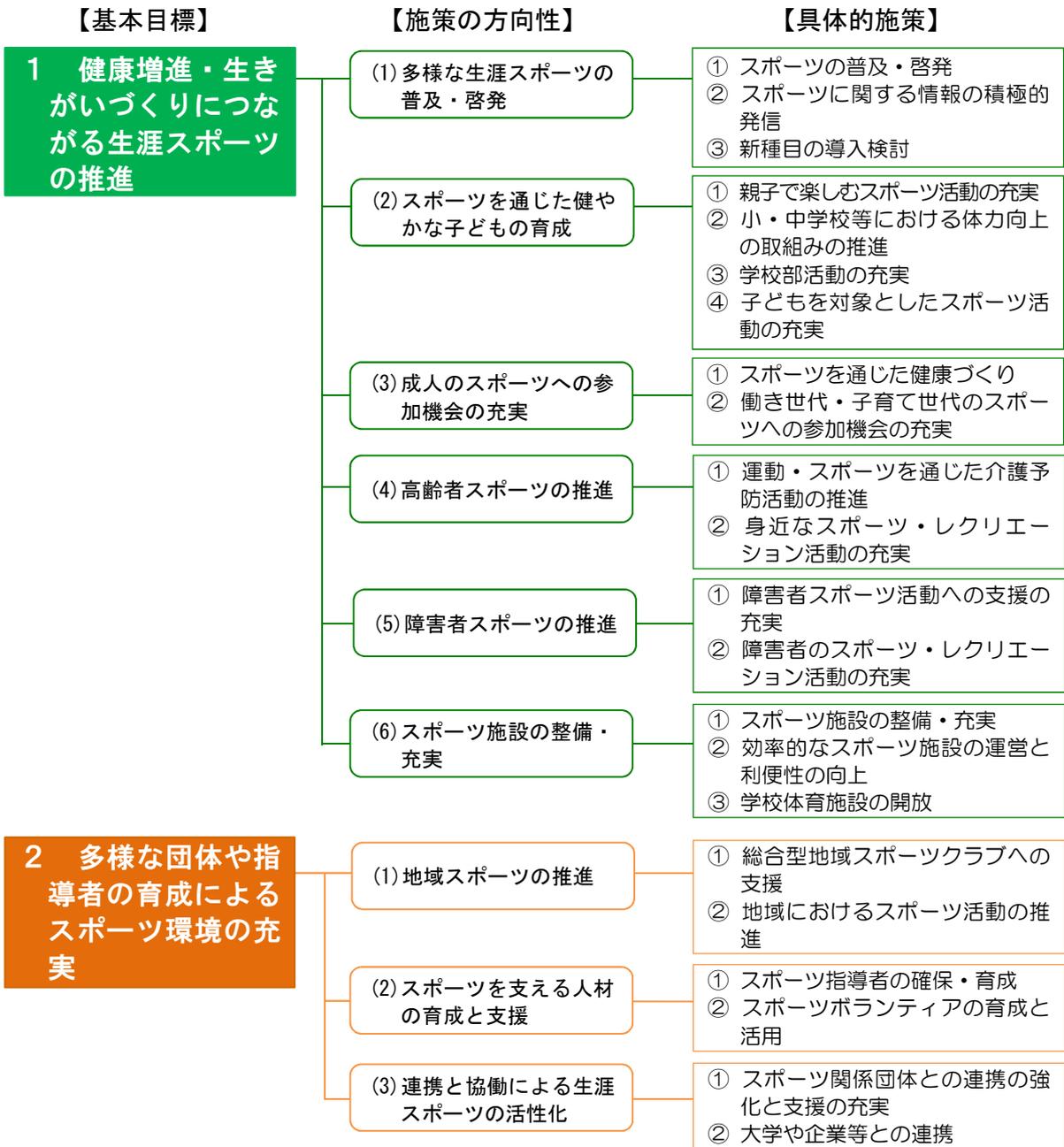


■■■計画の基本的な考え方■■■

基本理念

すべての市民がいつでも・どこでも・いつまでも
 スポーツに親しみ、健康で豊かに暮らせるまちづくり
 ～市民のスポーツの推進と生涯スポーツ社会の実現をめざして～

施策の方向性（施策体系）



生涯スポーツ社会を実現するための施策

本計画の基本理念である「すべての市民がいつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しみ、健康で豊かに暮らせるまちづくり」に向け、2つの基本目標の達成のために、9つの施策の方向性に沿って、次の具体的な施策の展開を図ります。

基本目標1 健康増進・生きがいつくりにつながる生涯スポーツの推進

施策の方向性（1）多様な生涯スポーツの普及・啓発

スポーツに親しむ市民を増やすためには、身近なところで気軽に利用できるスポーツ施設の充実や市民のニーズに応じたスポーツ情報の発信などの支援が必要です。

市民のスポーツへの自発的な参加を促進するため、市広報誌やホームページなどを通じて、スポーツ団体やサークルの情報、スポーツ大会やイベント、教室などに関する情報発信を充実します。

また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス*等を活用した情報発信に取り組みます。

*ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）：パソコンやスマートフォンを利用し、インターネット上の交流を通して人と人とのつながりを構築する場を提供するサービス（フェイスブックなど）のことで、共通の趣味や嗜好を持つ人たちの交流に役立つサービス

【具体的施策】

① スポーツの普及・啓発

- ◇市広報誌等によるスポーツ関連記事の定期的な発信
- ◇「スポーツ推進期間」の設定
- ◇関係団体と連携した広報活動の推進
- ◇トップアスリートとの交流の機会づくり

② スポーツに関する情報の積極的発信

- ◇運動・スポーツに関する相談支援体制の充実
- ◇市広報誌・ホームページ等を活用した情報発信
- ◇オーパスシステム（スポーツ施設案内・予約システム）の運営

③ 新種目の導入検討

- ◇ニュースポーツの研究・開発
- ◇本市のスポーツ応援気運の醸成
- ◇：概ね5年以内に取り組む施策（以降、同様とします。）

施策の方向性（2）スポーツを通じた健やかな子どもの育成

運動する子どもとしない子どもの全国的な二極化傾向が懸念される中で、本市における小・中学生の体力は、一部に改善がみられますが、全国平均より低い状況にあり、子どもたちの体力向上や運動の習慣化に取り組んでいます。引き続き、体育の授業や運動部活動の充実に努めるとともに、ふだんから親子が一緒になってスポーツに親しめる環境づくりを推進し、運動やスポーツ好きな、心身ともにたくましい子どもを育成します。

【具体的施策】

① 親子で楽しむスポーツ活動の充実
◇親子・家族でスポーツを楽しむことができるイベント等の充実 ◇子どもたちの好奇心をひきつける外遊びやスポーツ体験の充実 ◇市広報誌・ホームページを活用した情報発信 ◇親子や家族ぐるみで行う体カづくり
② 小・中学校等における体力向上の取組みの推進
◇子どもの体力向上プロジェクトの推進 ◇茨木っ子運動の活用 ◇小・中6年間（小4～中3）の体カテストの実施
③ 学校部活動の充実
◇学校体育施設の適切な維持管理 ◇研修体制の充実 ◇部活動外部指導者の派遣 ◇関係機関・団体との連携
④ 子どもを対象としたスポーツ活動の充実
◇運動・スポーツのきっかけづくりの推進 ◇子どもたちの好奇心をひきつける外遊びやスポーツ体験の充実【再掲】 ◇地域における子どもの居場所づくり ◇中・高校生や若者が参加しやすいスポーツの参加機会の充実



施策の方向性（3）成人のスポーツへの参加機会の充実

超高齢社会を迎える中で、市民が生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送るためには、市民が気軽に運動やスポーツに親しむことができる環境を整備し、運動やスポーツに興味・関心を持ち、運動やスポーツの好きな市民を増やしていくことが必要です。このため、市民がそれぞれの興味、体力、技能、目的等に応じて、誰もが気軽に運動やスポーツに親しむことができるよう、参加機会の充実に努めます。

【具体的施策】

① スポーツを通じた健康づくり
◇運動・スポーツを通じた成人の健康増進 ◇運動・スポーツを気軽に楽しむためのツールの開発・普及
② 働き世代・子育て世代のスポーツへの参加機会の充実
◇健康やスポーツに関する情報提供と市民意識の高揚 ◇健康づくり講座や運動・スポーツ教室の参加機会の充実 ◇親子や家族ぐるみで行う体カづくり【再掲】 ◇総合型地域スポーツクラブと連携した成人向けスポーツ活動の推進

施策の方向性（４）高齢者スポーツの推進

高齢者の健康に対する意識は高く、健康の保持・増進のためにスポーツを行ったり、仲間づくりを目的にスポーツを行ったりする人は少なくありません。高齢化が進展する中で、高齢者スポーツの推進は、健康増進や介護予防、仲間との交流や生きがいづくりなどに果たす役割が期待されます。

身近な場所で、体力や身体の状態に応じて、スポーツに無理なく親しめる環境を整えるとともに、介護予防や健康寿命の延伸に効果的で、気軽に行える運動やスポーツの普及を図ります。

【具体的施策】

① 運動・スポーツを通じた介護予防活動の推進

- ◇介護予防講座等の実施
- ◇街かどデイハウス介護予防事業の推進
- ◇はつらつ運動教室の実施

② 身近なスポーツ・レクリエーション活動の充実

- ◇高齢者レクリエーションのつどいの開催
- ◇老人クラブとの連携による健康づくりの推進



施策の方向性（５）障害者スポーツの推進

平成32年(2020年)に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、今後、障害者スポーツに対する関心が高まることが予想されます。

そのため、障害のある人がスポーツに関心を持ち、参加できる機会を創出し、障害者スポーツの裾野が広がるよう取り組みます。

また、障害のある人とない人がスポーツを通じて交流できる機会を充実します。

【具体的施策】

① 障害者スポーツ活動への支援の充実

- ◇障害者スポーツ大会などへの参加支援
- ◇障害者スポーツの指導者育成

② 障害者のスポーツ・レクリエーション活動の充実

- ◇障害児を対象としたスポーツ教室の開催
- ◇障害者スポーツ体験会の開催
- ◇「大阪府障がい者スポーツ大会」「やってみよう運動会」への参加促進
- ◇総合型地域スポーツクラブと連携した障害者（児）向けスポーツ活動の推進

施策の方向性（6）スポーツ施設の整備・充実

公共スポーツ施設については、老朽化している状況もあることから、市民がスポーツに親しみやすく、活動しやすい環境を整えるため、効果的・効率的な施設の更新について対応策を検討します。また、高齢者や障害者が利用しやすくなるよう、施設や設備のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備を行うなど、スポーツ施設の利便性の向上を図ります。

このように、既存の施設については、効果的・効率的な運営を目指し、有効活用を図ることを基本としますが、新規施設を含む今後の施設整備については、社会経済状況や本市のまちづくりの進展、他市の状況等を考慮して、総合的な検討を行う必要があります。

そのためには、施設の利用状況、市民ニーズ、財政状況のほか、委託や指定管理者制度の導入、民営化など、運営形態についても検討したうえで、多角的な視点から施設の 신설・廃止、拡大・縮小、用途変更等、あらゆる可能性を検討し、スポーツ施設の最適化を図ることが必要です。

さらに、引き続き、学校体育施設の有効活用を図るとともに、大学などと連携し、多くの市民が気軽にスポーツができる場の確保を図ります。

【具体的施策】

① スポーツ施設の整備・充実

- ◇既存のスポーツ施設の整備・充実
- ◇スポーツ活動に適した施設設備の整備・充実
- ◇スポーツ用具や器具の整備・充実

② 効率的なスポーツ施設の運営と利便性の向上

- ◇スポーツ施設の適切な管理・運営

③ 学校体育施設の開放

- ◇学校体育施設の地域開放
- ◇小学校の校庭開放



基本目標2 多様な団体や指導者の育成によるスポーツ環境の充実

施策の方向性（1）地域スポーツの推進

市民の生涯スポーツを推進するためには、地域のサポートが欠かせません。本市では、体育協会やスポーツ推進委員協議会などが、地域において様々なスポーツを拡げる活動を行っています。今後、市民が主体的にスポーツに取り組むよう促すためには、本市だけでなく、スポーツ関係団体や大学など、様々な主体が連携・協働し、身近な地域でスポーツに親しむことができる環境を整備することが必要です。

そのため、スポーツ関係団体による地域におけるスポーツ活動の活性化をはじめ、総合型地域スポーツクラブの育成・支援などを通じて、市民の交流を深め、地域の一体感や活力の醸成につながるよう、地域のスポーツ活動を推進します。

【具体的施策】

① 総合型地域スポーツクラブへの支援

- ◇総合型地域スポーツクラブの周知
- ◇総合型地域スポーツクラブの育成支援
- ◇指導者等の資質の向上

② 地域におけるスポーツ活動の推進

- ◇地域に密着したスポーツ活動の推進
- ◇スポーツ推進委員の地域におけるスポーツ活動への支援の充実

施策の方向性（2）スポーツを支える人材の育成と支援

市民が生涯にわたり継続的にスポーツに親しみ、スポーツを通じて多世代が交流し、地域を活性化させるためには、スポーツ関係団体や競技団体と連携、協働して様々なスポーツを推進するとともに、その担い手である指導者の確保・育成に取り組むことが重要です。

そのため、多様化する市民のスポーツニーズに対応した正しいスポーツの知識や技術のほか、スポーツ事故を防止するための安全確保に関する知識やノウハウを習得したスポーツ指導者の確保・育成を推進します。

また、様々なスポーツ大会やイベントの開催時には、それを支えるスポーツボランティアが必要不可欠です。市民によるスポーツボランティア活動の輪を広げるため、その意義や魅力を積極的に発信するとともに、参加しやすい機会の充実に努めます。

【具体的施策】

① スポーツ指導者の確保・育成

- ◇スポーツ指導者の確保・育成
- ◇スポーツ推進委員の資質の向上

② スポーツボランティアの育成と活用

- ◇スポーツボランティアの確保・育成

施策の方向性（3）連携と協働による生涯スポーツの活性化

地域に密着したスポーツ活動を推進している体育協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブなどの関係団体等との連携を強化し、各団体間の情報交換をはじめ、連携による新たなイベントや事業の開催のほか、指導者を学校や地域の団体へ派遣するなど、関係団体間の連携と協働による生涯スポーツの活性化を図ります。

【具体的施策】

① スポーツ関係団体との連携の強化と支援の充実

◇スポーツ関係団体との連携の強化

② 大学や企業等との連携

◇大学や企業等との連携・協働

■■■計画の推進に向けて■■■

計画の推進体制

計画の推進においては、施策（事業）の着実な推進が重要であることから、スポーツ推進課を主管課に、本計画の施策推進に関わる庁内関係課の役割を明確にしたうえで連携を図り、施策（事業）を水平展開しながら計画的に推進できる体制を構築します。

また、施策（事業）を継続的に改善していくために、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルの手法により、施策の進行状況について学識経験者やスポーツ団体関係者、学校関係者、市民などから構成する「茨木市スポーツ推進審議会」において検証・評価を行い、改善策を第5次茨木市総合計画実施計画に反映し、計画を推進していきます。

施策や事業の点検・評価

本市において生涯スポーツ社会を実現するために、それぞれの基本目標及び施策の方向性に設定した指標（次ページ参照）について、達成度を測り、取組状況を評価します。

その際に、達成・未達成の原因を分析し、スポーツ推進審議会などでの意見等を踏まえ、施策（事業）の改善や計画そのものの見直しを検討します。

関係団体・組織との連携

本計画の推進にあたっては、本市だけでなく、スポーツ関係団体や老人クラブ等の地域に根ざして活動する団体、大学、企業等の関係機関・団体がスポーツ推進の重要性を認識し、互いに連携・協働しながら、自主的・主体的な取組みを行っていくことが重要です。そのような共通認識のもと、市民が主体的にスポーツに親しみ、市民同士の交流が促進されるよう、市、市民、地域、スポーツ関係団体、大学等の各主体が連携・協働して計画を推進していきます。

■ 成果指標

【基本目標別成果指標】

指 標		現状 (基準値)	目標 (10年後)	評価担当または 参考資料
基本目標1	週1回以上運動やスポーツに取り組む市民の割合	40%	50%	市民意識調査
	今後、運動やスポーツを始めてみたいと思っている市民の割合	55%	65%	市民意識調査
	公共スポーツ施設について満足と感じている市民の割合	79%	85%	市民意識調査
	市内で活動しているスポーツ団体を知っている市民の割合	36%	50%	市民意識調査
基本目標2	総合型地域スポーツクラブの会員数	1,477人	2,000人	市民意識調査
	スポーツボランティアに参加したことがあるまたはしたいと思っている市民の割合	19%	30%	市民意識調査
	スポーツ（ニュースポーツ、部活動等）の指導者の登録者数	—	100人	スポーツ推進課

【施策の方向性別成果指標】

指 標		現状 (基準値)	目標 (10年後)	評価担当または 参考資料
基本目標1	(1)多様な生涯スポーツの普及・啓発 運動やスポーツに参加するため、情報を入手している市民の割合	55%*1	70%	市民意識調査
	(2)スポーツを通じた健やかな子どもの育成 市民総合スポーツ大会参加者数（高校生以下）	7,245人	8,000人	スポーツ推進課
	(3)成人のスポーツへの参加機会の充実 総合型地域スポーツクラブの20歳代～50歳代の会員数	512人	700人	スポーツ推進課
	(4)高齢者スポーツの推進 週1回以上運動やスポーツに取り組む60歳以上の市民の割合	47%	60%	市民意識調査
	(5)障害者スポーツの推進 障害のある人とない人のスポーツ交流会の参加者数	42人	80人	スポーツ推進課
	(6)スポーツ施設の整備・充実 公共体育施設整備か所数 (多目的トイレの設置か所数)	10か所*2	13か所	スポーツ推進課
基本目標2	(1)地域スポーツの推進 総合型地域スポーツクラブ運営団体数	2団体	3団体	スポーツ推進課
	(2)スポーツを支える人材の育成と支援 生涯スポーツディレクター協議会*3登録者数	15人	20人	スポーツ推進課
	(3)連携と協働による生涯スポーツの活性化 企業・大学等所属選手によるスポーツ教室等の実施回数	0回	2回	スポーツ推進課

*1 運動やスポーツに関する情報を特に入手していないと回答しなかった市民の割合

*2 多目的トイレの設置か所

体育館4か所中4か所、プール3か所中2か所、宿泊施設1か所中1か所、グラウンド・テニスコート14か所中3か所

*3 市内でニュースポーツの普及・指導を行っているボランティア団体

※現状は平成27年度(2015年度)時点の数値(ただし、市民総合スポーツ大会参加者数(高校生以下)は平成26年度(2014年度) 目標は平成37年度(2025年度)時点の数値

茨木市スポーツ推進計画〔概要版〕

発行日：平成28年（2016年）3月

発行：茨木市

編集：茨木市市民文化部スポーツ推進課

〒567 - 8505 茨木市駅前三丁目8番13号

TEL. 072-622-8121（代表）

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp>